

本ガイドラインは農林水産局所管事業については次により読み替える。

【共通編】

1. 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】について

1.3. 本ガイドラインに係る基準類の関係

※ 農林水産局所管事業【農業農村整備関係事業】（農地海岸を除く）については、以下「CAD 製図基準」を「電子化図面データの作成要領（案）」，「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン」を「電子化図面データ作成運用ガイドライン（案）」と読み替える。

1.4. 問い合わせ

(1) 電子納品担当主管課

農林水産局所管事業

農林水産局農林整備管理課技術管理グループ

TEL 082-513-3635

E-mail nouseibi@pref.hiroshima.lg.jp

【基本編】

2. 全体の流れ

図 2-1 土木工事における電子納品・電子検査の流れ

について、次頁による。

7. 検査

7.1. 工事完成図書の検査

表 7-1 工事完成図書一覧

	工事完成図書の種類	備考
紙の成果品	工事完成図	CAD データの印刷物
	工事管理台帳	台帳データの印刷物
	電子媒体納品書	
	電子成果品チェック記録	広島県の電子納品チェックシステムによるチェック結果の印刷物
電子成果品	工事完成図の CAD データ	SXF 形式
	台帳データ	生コンクリート品質記録表等
	地質データ	TRABIS データ等
	その他資料データ	道路施設基本データ
	i-Construction データ	

農林水産局所管事業は、広島県が公開しているチェックシステムを用いるため、次の書類の提出を不要とする。

- ・ CAD データ成果品チェックシート（土木工事用）
- ・ 国土交通省の電子成果品チェックシステムのチェック結果

※国土交通省の電子成果品チェックシステムによるチェックも不要とする。

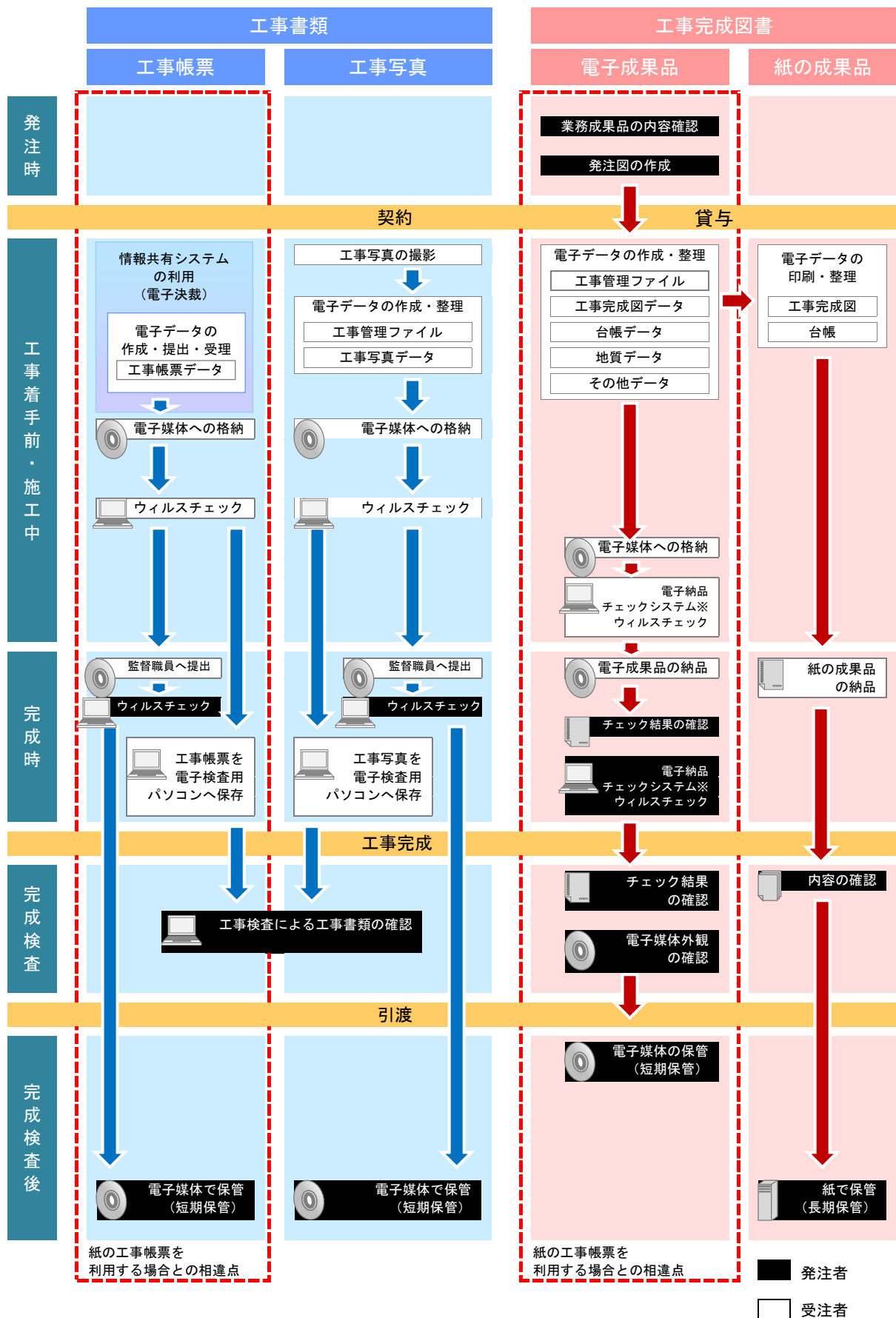


図 2-1 土木工事における電子納品・電子検査の流れ

※「電子納品チェックシステム」では、広島県のチェックシステムによりエラーがないことを確認します。広島県のチェックシステムは、広島県の調達情報Webサイトからダウンロード先を案内しています。その際、適用するバージョンを確認します。